

○農林水産省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、木材統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 金子 原二郎

木材統計調査規則の一部を改正する省令

木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(工場一覧表の作成)</p> <p>第八条 農林水産大臣は、基礎調査の実施に先立って、工場一覧表を作成する。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項に掲げる工場一覧表の作成に係る事務を民間事業者¹に委託して行う。</p> <p>3 工場一覧表の作成に必要な事項は、農林水産大臣が定める。</p> <p>(調査方法)</p> <p>第九条 基礎調査は、第六条の規定により抽出した製材工場等の代表者に調査票を配布して行う自計報告調査の方法又は当該代表者に対する面接調査の方法によって行う。</p> <p>2 月別調査は、第六条の規定により抽出した製材工場等の代表者に調査票を配布して行う自計報告調査の方法又は当該代表者に対する面接調査の方法によって行う。</p> <p>3 農林水産大臣は、前二項に掲げる調査に係る事務を民間事業者に委託して行う。</p> <p>(報告の義務)</p> <p>第十条 製材工場等の代表者は、前条第一項の規定により調査票の配布を受けた場合²にあつては当該調査票に記入の上、同条第三項の規定により調査に係る事務の委託を受けた民間事業者³(以下「民間事業者」という。)にその定める期日までに送付を、同条第一項の規定により面接により質問された場合⁴にあつては民間事業者⁵に口頭での回答をしなければならない。</p>	<p>(工場一覧表の作成)</p> <p>第八条 地方農政局長¹(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十一条第二項を除き、以下同じ。)は、基礎調査の実施に先立って、農林水産大臣が定めるところにより工場一覧表を作成しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(調査方法)</p> <p>第九条 基礎調査は、第六条の規定により抽出した製材工場等の代表者に調査票を配布して行う自計報告調査の方法又は第十一条第一項の統計調査員による当該代表者に対する面接調査の方法によって行う。</p> <p>2 月別調査は、第六条の規定により抽出した製材工場等の代表者に調査票を配布して行う自計報告調査の方法によって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(報告の義務)</p> <p>第十条 製材工場等の代表者は、前条第一項の規定により調査票の配布を受けた場合²にあつては当該調査票に記入の上、地方農政局長にその定める期日までに送付を、同項の規定により面接により質問された場合³にあつては第十一条第一項の統計調査員に口頭での回答をしなければならない。</p>

2 製材工場等の代表者は、前条第二項の規定により調査票の配布を受けたときは、当該調査票に記入し、民間事業者にその定める期日までに送付を、同条第二項の規定により面接により質問された場合にあつては民間事業者に口頭での回答をしなければならぬ。

3 製材工場等の代表者が第一項の規定による送付若しくは回答又は前項の規定による送付をすることができないときは、民間事業者が指定する当該製材工場等の役職員が第一項の規定による送付若しくは回答又は前項の規定による送付をしなければならぬ。

(電子情報処理組織による送付)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により行われた送付は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に民間事業者に到達したものとみなす。

(削る)

2 製材工場等の代表者は、前条第二項の規定により調査票の配布を受けたときは、当該調査票に記入し、地方農政局長にその定める期日までに送付しなければならない。

3 製材工場等の代表者が第一項の規定による送付若しくは回答又は前項の規定による送付をすることができないときは、地方農政局(北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局)の職員が指定する当該製材工場等の役職員が第一項の規定による送付若しくは回答又は前項の規定による送付をしなければならぬ。

(電子情報処理組織による送付)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により行われた送付は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に地方農政局長に到達したものとみなす。

(統計調査員)

第十一条 調査の事務に従事させるため、法第十四条の規定による統計調査員(以下「統計調査員」という。)を置く。

2 統計調査員は、地方農政局長(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長)が任命し、地方農政局長(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長)の指揮監督を受けるものとする。

(立入検査等)
第十一条 (略)

(立入検査等)
第十二条 (略)

(報告)

第十二条 民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては自らが作成し、又は第十条第一項の規定により送付された調査票（以下「基礎調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては第十条第二項の規定により送付された調査票（以下「月別調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、集計結果を農林水産大臣に送付しなければならない。

2 民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、農林水産大臣に送付しなければならない。

3 (略)

(結果表の作成)

第十三条 民間事業者は、前条第一項の規定により集計を行った基礎調査及び月別調査に係る都道府県別の集計結果に基づいて全国結果表を作成し、農林水産大臣に送付する。

2 民間事業者は、前条第二項の規定により作成した電磁的記録に収録された基礎調査票の内容に基づいて全国結果表を作成し、農林水産大臣に送付する。

(結果の公表)

第十四条 農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定により送

(報告)

第十三条 地方農政局長は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては統計調査員が作成し、又は第十条第一項の規定により送付された調査票（以下「基礎調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては第十条第二項の規定により送付された調査票（以下「月別調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、電子情報処理組織を使用して集計結果を農林水産大臣に送付しなければならない。

2 地方農政局長は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

3 (略)

(結果表の作成)

第十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された集計結果を審査し、これに基づいて全国結果表を作成する。

2 農林水産大臣は、前条第二項の規定により送付された電磁的記録に収録された基礎調査票の内容に基づき、全国結果表を作成する。

(結果の公表)

第十五条 農林水産大臣は、前条の全国結果表の概要を、基礎調査

付された全国結果表の概要を、基礎調査にあつては調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年五月末日までに、月別調査にあつては調査期日後一月以内に公表するとともに、これらの詳細については逐次公表する。

（電磁的記録の保存）

第十五条 農林水産大臣は、第十三条第一項及び第二項の規定により送付された全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永久に保存する。

（削る）

にあつては調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年四月末日までに、月別調査にあつては調査期日後一月以内に公表するとともに、これらの詳細については逐次公表する。

（電磁的記録の保存）

第十六条 農林水産大臣は、第十四条第一項及び第二項の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永久に保存する。

2 地方農政局長は、第十三条第一項及び第二項の規定により作成した集計結果、基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を永久に保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

(関係書類の保存に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の木材統計調査規則第十三条第一項及び第二項の規定により作成した集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録の保存については、なお従前の例による。